

西原村低所得世帯支援給付金(追加給付分) (電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業)の ご案内

電力・食品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい、住民税非課税世帯の方へ給付金の追加支給を実施します。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

支給対象と申請の有無

○支給対象となる世帯

令和5年12月1日(基準日)に西原村に住民登録があり、世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯

- ただし、前回の「西原村低所得世帯支援給付金(3万円)」とは、対象世帯の要件が一部異なります。
- 令和5年度 住民税課税者に税法上扶養されている 住民税 非課税世帯は、支給対象となりません。【例】子(課税)に扶養されている親世帯(非課税)【子と親は別々の世帯】など

①世帯全員が令和5年度
住民税均等割が非課税
の世帯

▶「給付金(追加給付分)
のお知らせ」が届きます。
※内容をご確認ください。

詳しくは裏面「①」へ

②世帯全員の令和5年度
住民税均等割が非課税
の確認ができない世帯

申請が必要です

▶申請期限
令和6年4月30日(火)

詳しくは裏面「②」へ

※支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

① 世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯

- 対象の可能性のある世帯には、西原村から「**給付金(追加給付分)のお知らせ**」が届きます。
- 記載内容、及び「**給付金受給にあたっての確認表**」を**ご確認ください**。
- ◎ 西原村での口座情報の登録がない方には、支給口座の登録等の届出書を併せてお届けします。
- ◎ お知らせ等が届いていない方で、支給対象と思われる方は申請が必要となる場合がありますので、福祉係へお問い合わせください。

【ご注意ください】

「**給付金受給にあたっての確認表**」で、**該当する項目がある場合**

- **支給要件の対象とならない場合**、または
- **給付金の受給を希望しない場合**、または
- **記載の口座以外の振り込みを希望される場合**は、

住民福祉課 **福祉係へ(096-279-3113)ご連絡ください**。

※別途、**届出が必要**となります。



② 世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の確認ができない世帯

- 課税状況が確認できない世帯員がいる場合、西原村から**申請書「西原村低所得世帯支援給付金(追加給付分)申請書**」が送付されます。
- 申請書に**必要事項を記入**のうえ必要書類を添えて、西原村に**提出**してください。**申請期限**は、**令和6年4月30日(火)**までとなっています。

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

! 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください!



自宅や職場などに県・市や国（の職員）などを語る不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

西原村役場 住民福祉課 福祉係
「低所得世帯支援給付金」窓口

096-279-3113

受付時間 平日 8:30~17:15